

☆医師が記入した意見書が必要な感染症(園指定の用紙)

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から 発疹出現の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風疹(三日ばしか)	発疹出現の7日前から 7日後くらい	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から かさぶた形成まで	全ての発疹がかさぶたになっていること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から 耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が 発現してから5日経過し、 かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと 認められていること
咽頭結膜熱(プール熱) アデノウイルス感染	発熱、充血等の症状が 出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2日経過していること
流行性角結膜炎(はやり目)	充血、目やに等の症状が 出現した数日間	感染力が強いため、 結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳の出現後 3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、 又は適正な抗菌性物質製剤による 5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症 〔O-157・O-26・ O-111 など〕	—	医師により感染の恐れがないと 認められていること  〔無症状病原体保有者の場合、トイレでの 排泄習慣が確立している5歳以上の小児に ついては出席停止の必要はなく、また、5歳 未満の子どもについては2回以上連続で便 から菌が検出されなければ登園可能である〕
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがない 認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがない 認められていること

きりとり

<b>意見書</b>	
清瀬上宮保育園・園長殿	園児氏名 _____
病名『 _____ 』	
年 月 日 に症状回復し、集団生活に支障ない状態になったので 登園可能と判断します。	
年 月 日 医療機関 ( _____ ) 医師名 _____ (印)	

※ 新型コロナウイルスに関して書類の提出はありませんが、清瀬市への報告があります。  
園児やご家族が検査を受ける場合は、保育園に必ずご連絡ください。